

**ローン取引規定（Web 完結用） R6.3.25 新旧対照表**

変更前	変更後
<p>第1条（本契約の申込みおよび成立）</p> <p>1. 借主は、銀行のウェブサイトの申込画面（以下「申込サイト」といいます。）に所定の事項を入力し 銀行に送信する方法により、本契約を申込みします。なお、借主は本契約の申込みおよび成立にあたり、銀行が指定する必要書類を銀行が定める方法により提出または提示するものとします。</p> <p>2. 本契約は、銀行が借主から第1項の申込みを受け、銀行および保証会社による所定の審査を経て銀行が申込みを応諾する旨を借主に通知し、借主が、銀行所定の期間内に取引時確認手続その他所定の手続を行い、銀行が一括融資することにより、後記、借主名義の返済口座に融資金を入金した日を契約日として成立するものとします。</p> <p>3. オートローンおよびリフォームローンは、前項の融資後、直ちに、別途合意した口座に、振込手数料控除後の借入金残額を振り込みいたします。</p> <p><b>【追加】</b></p> <p>第18条（諸費用の引落し）</p> <p>本契約に基づく融資金、ならびに本契約に関して借主が負担すべき印紙代、保証料、事務取扱手数料などの一切の費用および第17条に定める費用（以下「諸費用」といいます。）の支払いについては、銀行が借主に代わって手続を行うことができるものとし、借主は、当該融資金または諸費用の支払いにあたり、銀行から借主に対する事前の通知を要しないこと、ならびに銀行が普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず、借主の返済口座から払戻のうえ、支払いができることにつき同意するものとします。</p>	<p>第1条（本契約の申込みおよび成立）</p> <p>1. 借主は、銀行のウェブサイトの申込画面（以下「申込サイト」といいます。）に所定の事項を入力し 銀行に送信する方法により、本契約を申込みします。なお、借主は本契約の申込みおよび成立にあたり、銀行が指定する必要書類を銀行が定める方法により提出または提示するものとします。</p> <p>2. 本契約は、銀行が借主から第1項の申込みを受け、銀行および保証会社による所定の審査を経て銀行が申込みを応諾する旨を借主に通知し、借主が、銀行所定の期間内に取引時確認手続その他所定の手続を行い、銀行が一括融資することにより、後記、借主名義の返済口座に融資金を入金した日を契約日として成立するものとします。</p> <p>3. オートローンおよびリフォームローンは、前項の融資後、直ちに、別途合意した口座に、振込手数料控除後の借入金残額を振り込みいたします。</p> <p><b><u>4. 教育カードローン規定、教育カードローン（Web完結用）取引規定もしくはカードローン取引規定（Web完結用）に基づき教育カードローン取引を行う借主が、同取引による債務の借り換えのために本取引を行う場合は、前項の融資後、直ちに融資金をローン口座へ直接入金いたします。</u></b></p> <p>第18条（諸費用<u>等</u>の引落し）</p> <p>本契約に基づく融資金、ならびに本契約に関して借主が負担すべき印紙代、保証料、事務取扱手数料などの一切の費用および第17条に定める費用（以下「諸費用」といいます。）の支払いについては、銀行が借主に代わって手続を行うことができるものとし、借主は、当該融資金または諸費用の支払いにあたり、銀行から借主に対する事前の通知を要しないこと、ならびに銀行が普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書によらず、借主の返済口座から払戻のうえ、支払いができることにつき同意するものとします。</p>